明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（五）　二

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**法務**一）　二

○国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令（**財務**三）　三

〔告　示〕

○誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件（**総務**二〇）

○特別搬送デジタル伝送装置の型式を指定した件（**同**二一）

○広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件（**同**二二）

○超音波洗浄機の型式を指定した件（**同**二三）

○超音波ウェルダーの型式を指定した件（**同**二四）

○電子レンジの型式確認の届出があった件（**同**二五）

○電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件（**同**二六）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四一）

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**同**四二）

○円借款の供与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三二）

○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率（**厚生労働**二九）

○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率（**同**三〇）

○健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（**同**三一）

○信号符字を点附した件（**国土交通**三六）

○信号符字を取り消した件（**同**三七）

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**三八）

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（**最高裁**一）

〔国会事項〕

内閣　法務省　海上保安庁　四

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　五

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十一年航空工場検査員国家試験合格者（経済産業省）　一〇

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（中国経済産業局）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　三

特殊法人等

企業年金基金変更関係

地方公共団体

公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効関係　二七

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第五号）（財務省）

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律のうち、国有財産の貸付料等の納付に係る口座振替制度導入に関する規定の施行期日を平成二二年二月一日とすることとした。